

令和5年度江戸川区介護サービス事業者集団指導 2024/03/12

介護サービスにおける 高齢者虐待防止について

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす

渡邊 一郎

本研修のねらいと構成

本研修のねらい：

- 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待について、その発生の過程を追いながら、虐待防止のためにできること、より質の高いサービス提供のヒントを得る
- 2 養護者による高齢者虐待について、介護事業者としての役割及び、行政との連携のポイントを確認する
- 3 サービスを利用する方の権利擁護の視点から、介護事業者としての日々の業務と連続する将来ビジョンを確認する。

ロンドンの大火で焼失したセント・ポール大聖堂の再建の現場で 寓話←

3人のレンガ積みの男たちに、「あなたは何をしているの？」と質問すると、←

後世に残る町の大聖堂を造っているんだ！←

食べるために働いている←

レンガを積んでいる←

* 同じ仕事をしていても、その作業の先にどんな理念や将来のビジョンを見ているかによって、その仕事の質は大きく変わる！！←

本研修の引用資料と略号

①市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について

令和5年3月 厚生労働省 老健局

……（高虐マ P〇〇）

②高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）

……（高虐法 第〇〇条）

③障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第49号）

……（障虐法 第〇〇条）

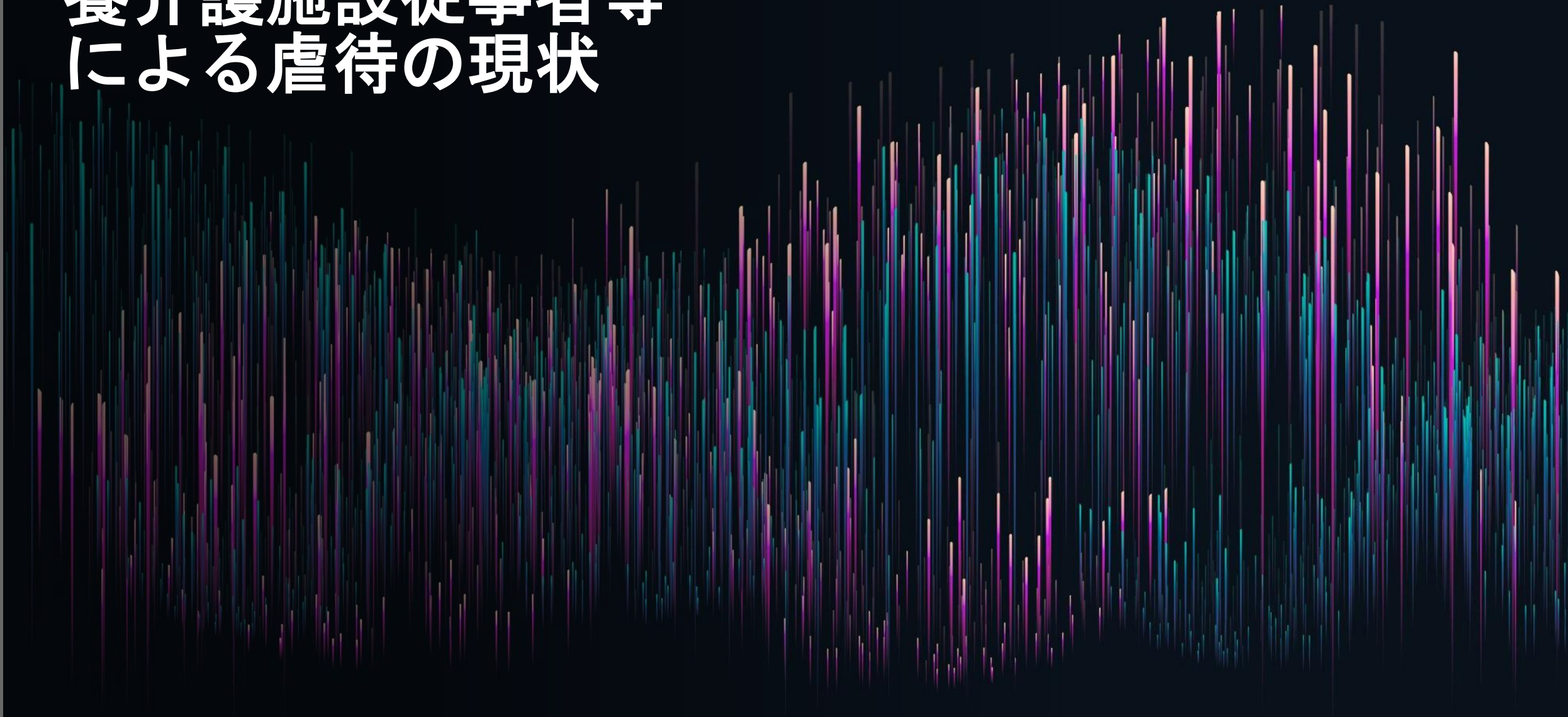
高齢者虐待の現状

令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

令和5年12月22日

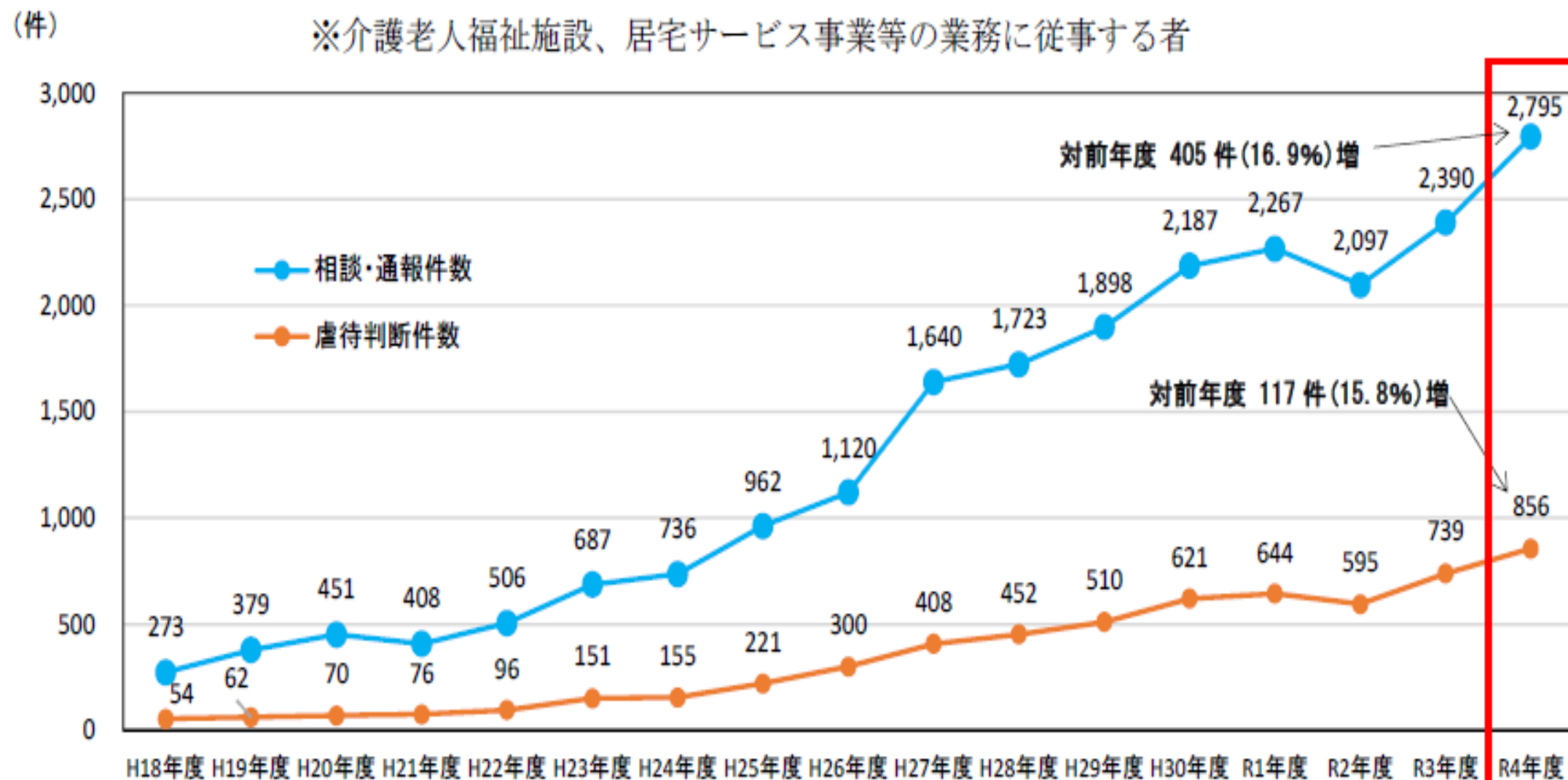
厚生労働省老健局高齢者支援課

養介護施設従事者等 による虐待の現状



養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



養介護施設従事者等による高齢者虐待のポイント

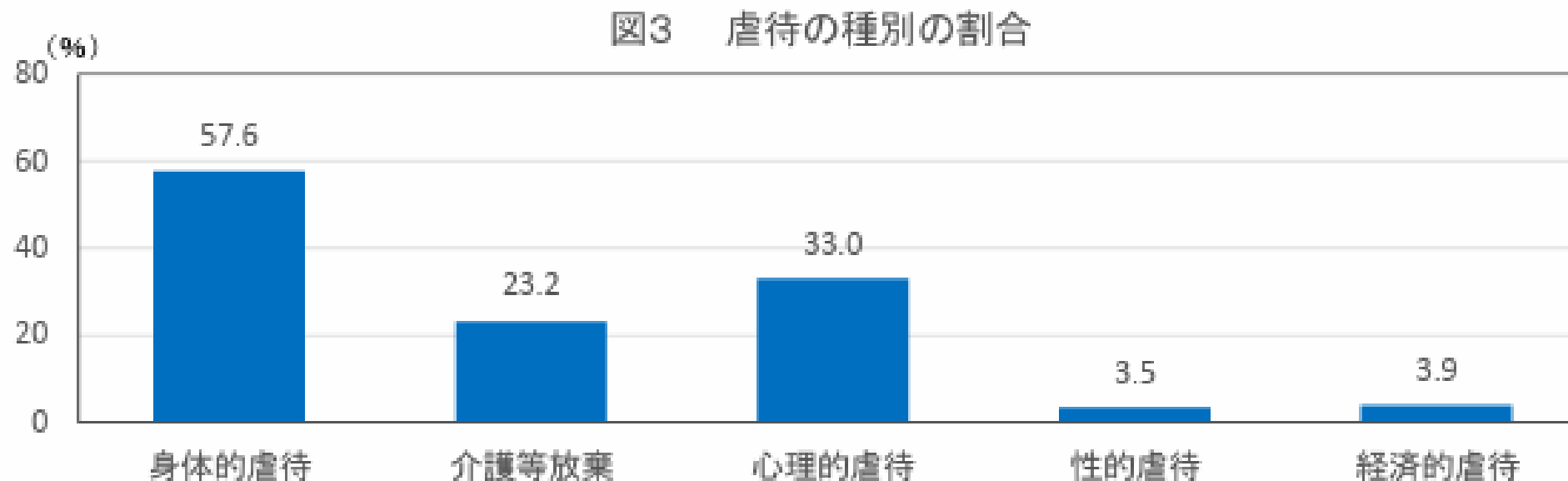
■養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 相談・通報件数は、2,795 件（対前年度 405 件（16.9%）増）。※過去最多で 2 年連続増加
虐待判断件数は、856 件（対前年度 117 件（15.8%）増）。※過去最多で 2 年連続増加
- 相談・通報者の内訳は、当該施設職員（27.6%）が最も多く、当該施設管理者等（15.9%）、家族・親族（15.5%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（57.6%）が最も多く、心理的虐待（33.0%）、介護等放棄（23.2%）、経済的虐待（3.9%）、性的虐待（3.5%）の順。
- 虐待の発生要因は、教育・知識・介護技術等に関する問題（56.1%）が最も多く、職員のストレスや感情コントロールの問題（23.0%）、虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等（22.5%）の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（32.0%）が最も多く、有料老人ホーム（25.8%）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（11.9%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、8 件（8 人）。

虐待の内容

養介護施設従事者等による被虐待高齢者として特定された1,406人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が810人（57.6%）で最も多く、次いで「心理的虐待」464人（33.0%）、「介護等放棄」326人（23.2%）であった。（複数回答）

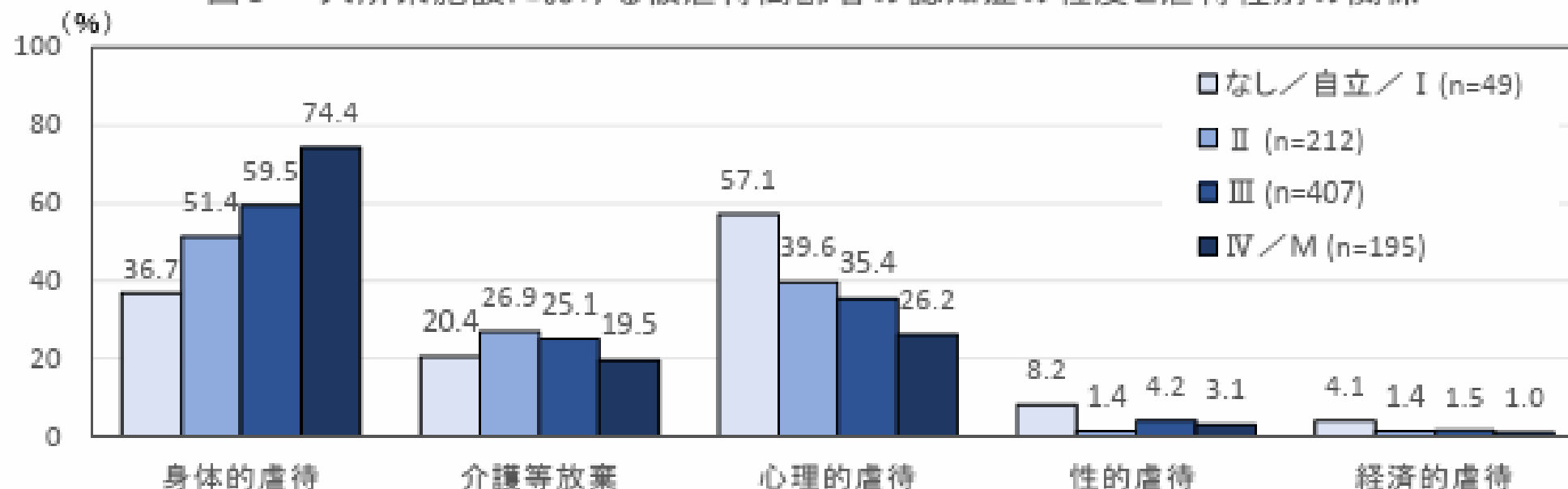


※被虐待高齢者が特定できなかった60件を除く796件における被虐待者の総数1,406人に対する集計（複数回答）。

(認知症との関係)

入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度「Ⅳ／M」の場合、身体的虐待を受けている割合が高く、心理的虐待を受けている割合が低い傾向がみられた。

図5 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係



※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

施設・事業所の種別

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が32.0%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が25.8%、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が11.9%、「介護老人保健施設」が10.5%の順であった。

	特別 養護老人 ホーム	介護 老人保健 施設	介護 施設・療 養型医療 院	認知 症対応 型共同 生活介 護	有 料老 人ホ ーム	(内訳)		小規 模多 機能 型 居 宅介 護等
						住 宅 型	介 護 付 き	
件数	274	90	5	102	221	(112)	(109)	20
割合 (%)	32.0	10.5	0.6	11.9	25.8	(13.1)	(12.7)	2.3

	軽 費老 人 ホーム	養 護老 人 ホーム	短 期入 所施 設	訪 問介 護等	通 所介 護等	居 宅介 護支 援等	そ の 他	合 計
件数	4	14	38	30	32	6	20	856
割合 (%)	0.5	1.6	4.4	3.5	3.7	0.7	2.3	100.0

相談・通報者

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計3,166人に対して、「当該施設職員」27.6%と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が15.9%、「家族・親族」が15.5%、「当該施設元職員」が9.5%であった。なお、「本人による届出」は1.7%であった。

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	等 当該施設管理者	医療機関従事者 (医師含む)	介護支援専門員	介護サービス相談員
人数	53	490	873	302	504	95	105	14
割合(%)	1.7	15.5	27.6	9.5	15.9	3.0	3.3	0.4
(参考) 令和3年度	47 1.7	357 13.2	808 29.8	243 9.0	443 16.3	88 3.2	95 3.5	12 0.4

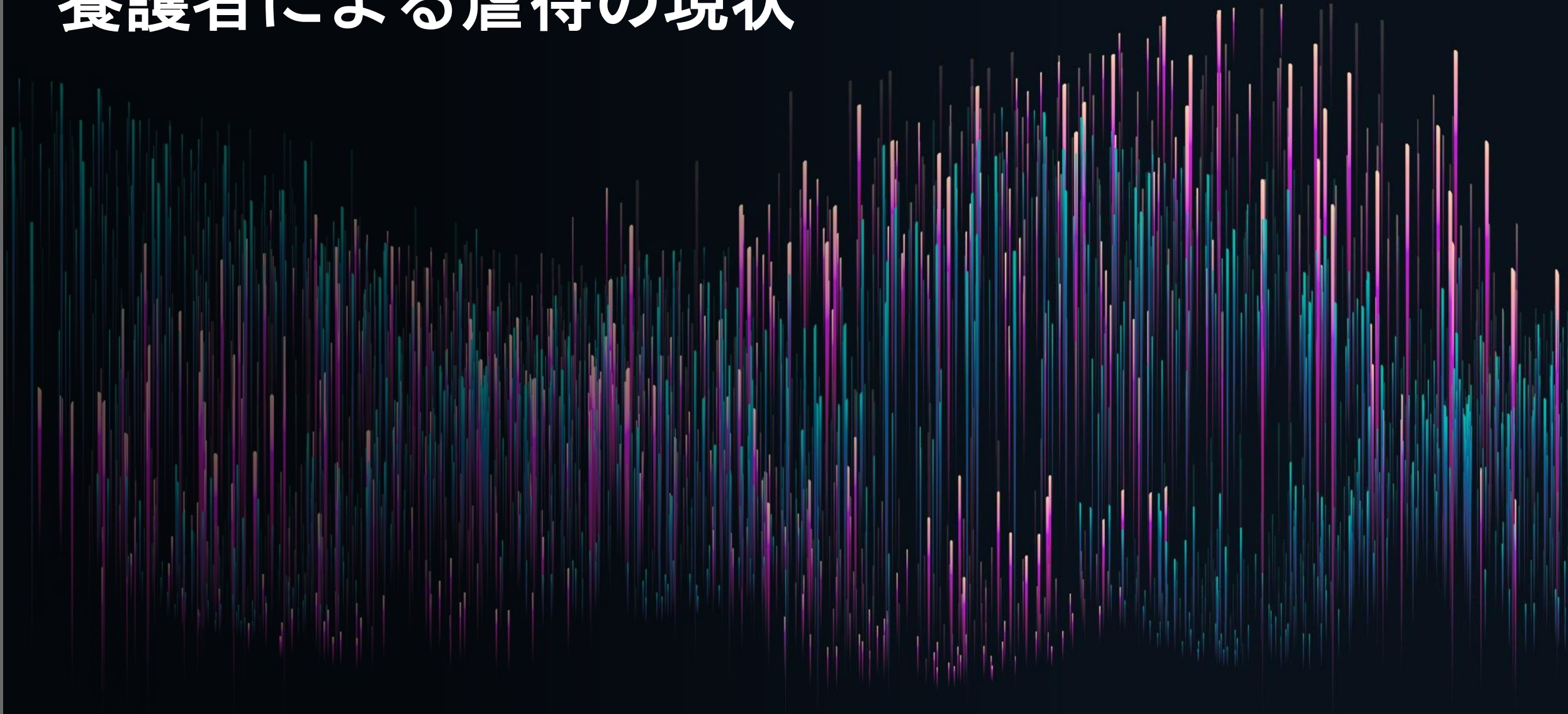
	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	99	6	3	66	59	334	163	3,166
割合(%)	3.1	0.2	0.1	2.1	1.9	10.5	5.1	100.0
(参考) 令和3年度	60 2.2	8 0.3	1 0.0	49 1.8	66 2.4	304 11.2	132 4.9	2,713 100.0

過去の指導等

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は21.3%、過去に何らかの指導等が行われていた割合は27.1%であった。指導内容としては、虐待防止の取組や不適切ケア、事故発生時の対応、身体拘束の適正運用等に関するもののほか、人員基準違反等に関する指導、記録整備等に関する内容であった。

	件数	割合（%）
当該施設等における過去の虐待あり	182	21.3
当該施設等に対する過去の指導等あり	232	27.1

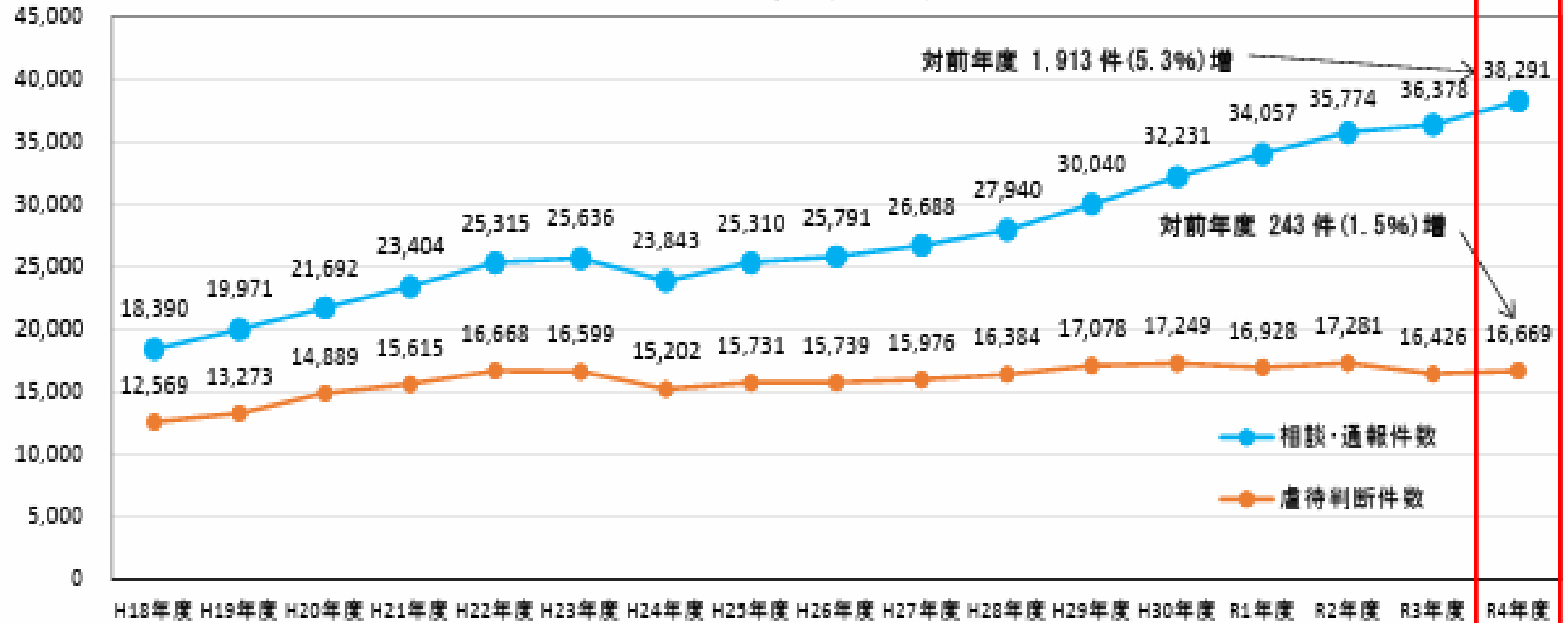
養護者による虐待の現状



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

(件)



養護者による高齢者虐待のポイント

■養護者（※）による虐待

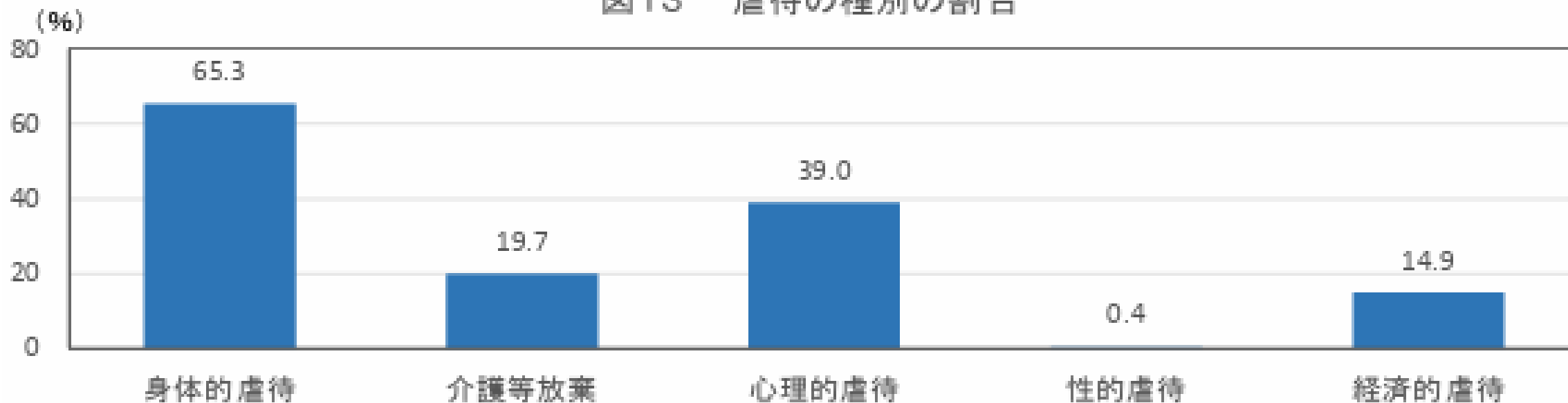
※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 相談・通報件数は、38,291 件（対前年度 1,913 件(5.3%)増）。※過去最多で 10 年連続増加
虐待判断件数は、16,669 件（対前年度 243 件(1.5%)増）。※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察（34.0%）が最も多く、介護支援専門員（25.0%）、
家族・親族（7.5%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（65.3%）が最も多く、心理的虐待（39.0%）、
介護等放棄（19.7%）、経済的虐待（14.9%）、性的虐待（0.4%）の順。
- 虐待者の続柄は、息子（39.0%）が最も多く、夫（22.7%）、娘（19.3%）の順。
- 虐待の発生要因は、被虐待者の状態として認知症の症状（56.6%）が最も多く、
虐待者側の要因として介護疲れ・介護ストレス(54.2%)、理解力の不足や低下(47.9%)
の順。
- 虐待等による死亡事例は、32 件（32 人）。

虐待の内容：

養護者による被虐待高齢者の総数17,091人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が11,167人（65.3%）で最も多く、次いで「心理的虐待」が6,660人（39.0%）、「介護等放棄」が3,370人（19.7%）、「経済的虐待」が2,540人（14.9%）であった。（複数回答）

図13 虐待の種別の割合

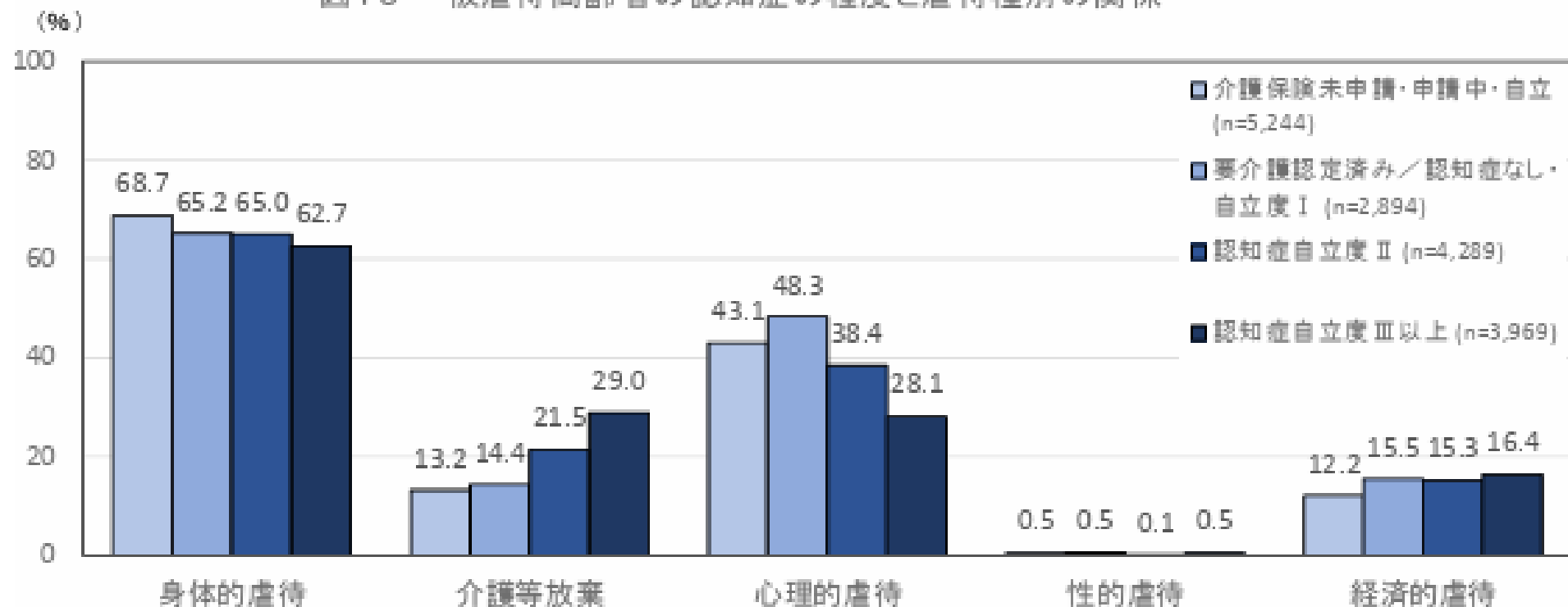


※被虐待高齢者の総数17,091人において、被虐待高齢者ごとの虐待種別を複数回答形式で集計。

認知症との関係：

被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者に重度の認知症がある場合には「介護等放棄」「経済的虐待」を受ける割合が高い。一方で「身体的虐待」「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。

図15 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

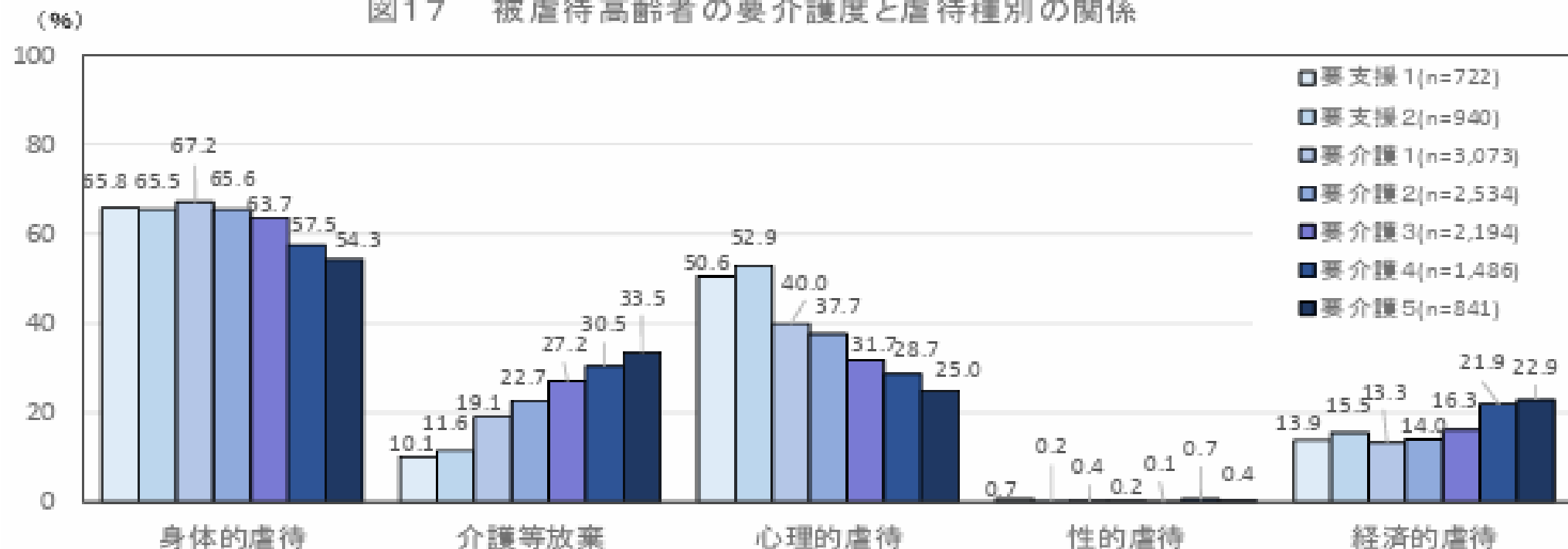


※介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

要介護度との関係：

被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「介護等放棄」では要介護度が重い方の割合が高く、「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。また「要支援 1」「要支援 2」を除くと、「経済的虐待」で「介護等放棄」と同様の傾向が、「身体的虐待」では「心理的虐待」と同様の傾向がみられた。

図17 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係



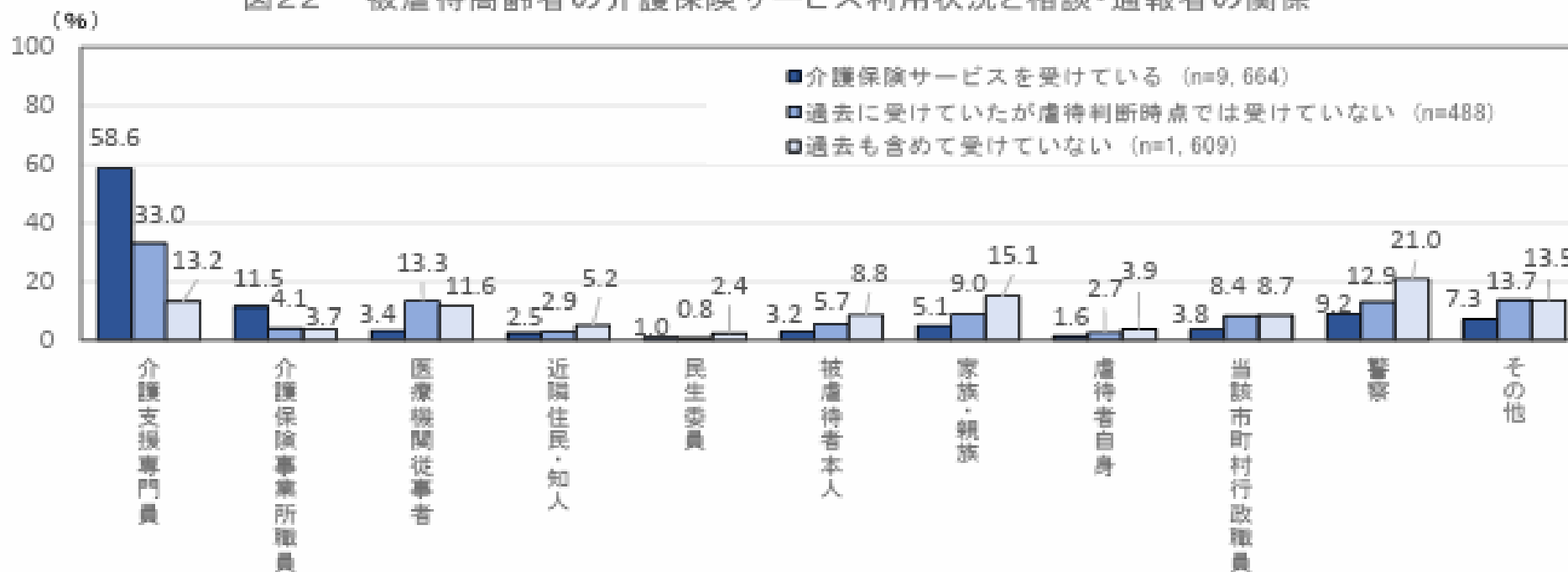
※要支援・要介護認定済者から要介護度不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

相談・通報者：

介護保険サービスを受けている場合：相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。

過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合や過去も含めて受けていない場合：相談・通報者に「医療機関従事者」「警察」「家族・親族」「被虐待者本人」などが含まれている割合が相対的に高かった。

図22 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と相談・通報者の関係

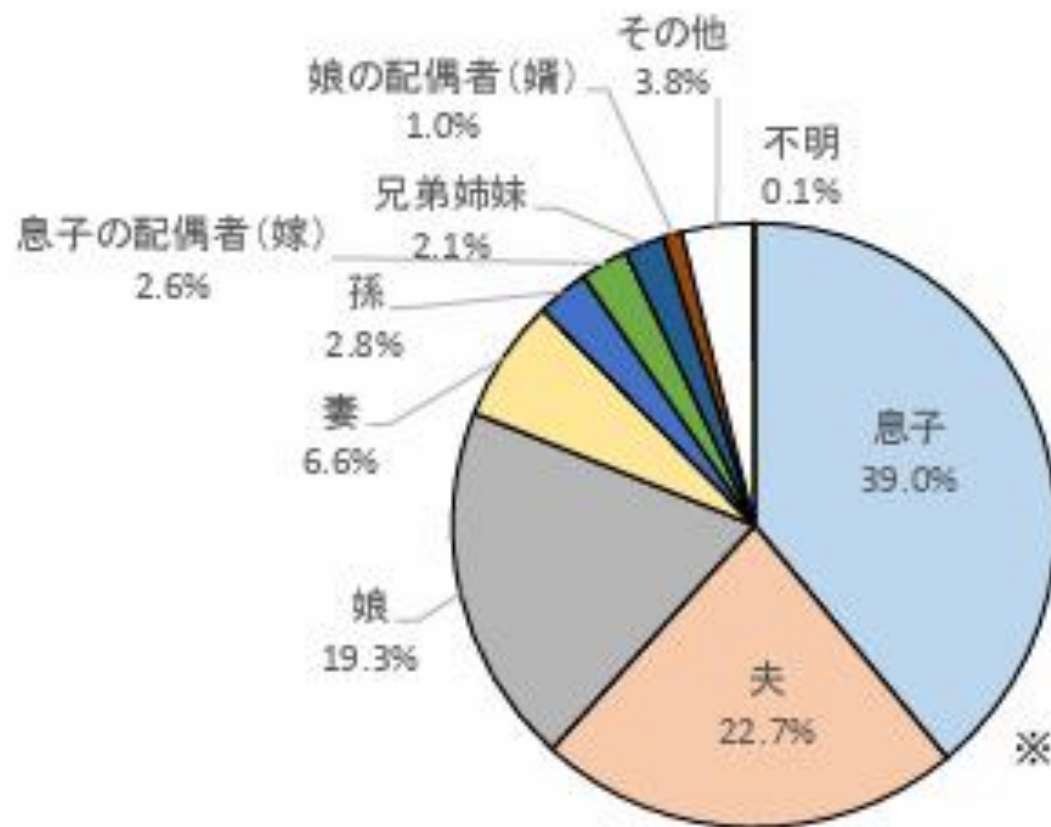


※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明のケースを除く。また、相談・通報者の区分中「不明」を除く。

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄：

「息子」が6,982人（39.0%）で最も多く、次いで「夫」4,070人（22.7%）、「娘」3,465人（19.3%）であった。

*世帯構成では、「虐待者のみと同居」が（52.8%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の（34.0%）と合わせると（86.8%）の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。



※虐待者の総数17,909人における割合。



高齢者虐待の捉え方

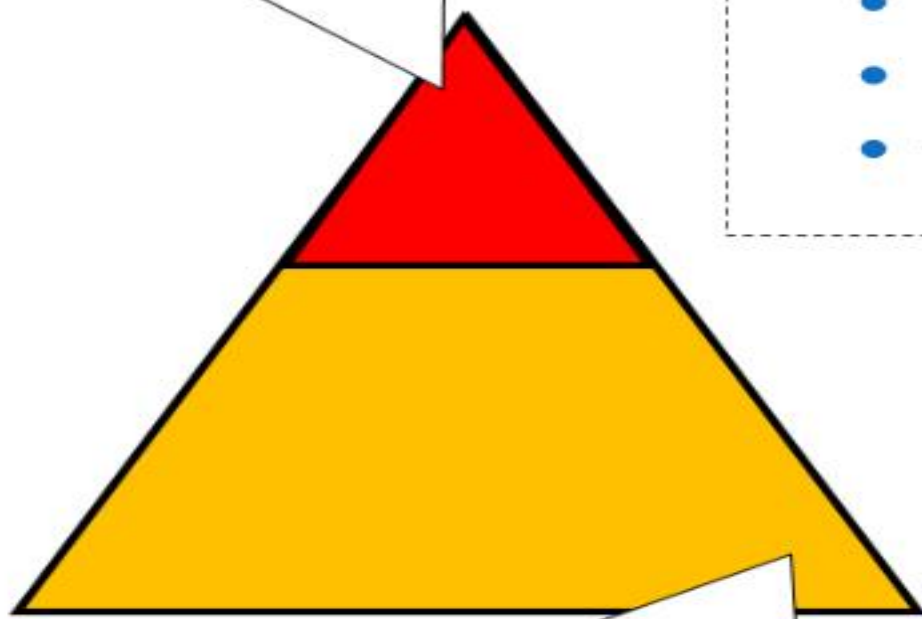
…なぜ虐待防止法が制定されたのか…

高齢者虐待防止法の「虐待」の捉え方

- (1) 虐待防止法上の「虐待」の範囲は広い
- (2) サービス利用者のための支援が、どこから虐待に変わるのか？
- (3) 虐待が起きる時、現場スタッフ個人と職場・組織との関係は？
... 事例から考えてみる ...

高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方

一般的にイメージする虐待
(事件性のある虐待)



高齢者虐待防止法が規定した高齢者虐待
(自覚を問わないため、広範囲)

〔虐待の種別〕

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 放棄放任
- 性的虐待
- 経済的虐待

「自覚」「悪意」は問わない。
「いじめてやろう」「虐げよう」と
思っているかどうかは、無関係

虐待の小さな芽から区
市町村が責任をもって防
止的に対応！

※区市町村の不作為責任が、問わ
れることもあります。

東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成
(大淵修一監修「高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンド
ブック」法政出版。2008、P26より一部改変
【(公社)あい権利擁護支援ネット作成の図を引用】

サービスの質
をより高める
方向

サービスの質向上の過程で発生していること

- ① 組織として、支援を受ける人の個性を重視して、その人らしさ、その人の生活の快適さ、その人を元気付けること等に価値を置いた試み続ける
- ② 支援者として、支援を受ける方を知ろうとする目を向けながら、本人が日々選択と生活の主導権が実感できるように、支援を工夫し続ける
- ③ 職員個人として、支援を受ける人の快適さ、喜び、生き生きとしたエネルギーへの感度を高めている

虐待の領域に入る前から発生していること

- ① 組織の都合を優先することによるサービスの低下
- ② 職員個人の都合によるサービス・対応の低下
- ③ 支援をする相手への認識が、個性のある個人から、サービスを消費する対象、「仕事のノルマ」へと変質しつつあるのでは？

支援が虐待と判断される
ライン

事例から考えてみよう

「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」・・・社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センターの事例を一部改変

- グループホームに勤務するAさん。最近入所者で外部の医療機関への通院が必要な人が増えてきた。本来は家族が通院付き添いをする事になっているが、家族の高齢化もあって、日勤の職員が代わりに通院に付き添わざるをえないことが増えて来ていた。
- その日も午前中からお昼に欠けてAさん一人だけで入所者に対応することになった。お昼の支度が遅れている中で、盛んにトイレへの付き添いをAさんに頼む入所者の傍らで、最近歩行が不安定になり転倒の恐れがあるBさんが、今日はイライラした様子で何度も立ち上がろうとしていた。
- AさんはイライラしているBさんの隣に座って、Bさんの好きな昨日の相撲の話等をすれば落ち着くだろうと予想してはいたが、トイレ介助の方を優先してトイレへ向かった。
- Aさんがトイレから戻ると、Bさんが椅子に足を引っ掛けて危うく倒れる寸前の場面に遭遇した。Aさんは思わずBさんを大きな声で叱責して、Bさんの腕を強く掴んで元のソファへ座らせた。
- Bさんの腕には、翌日青黒い痣が残っていた。Aさんはこの痣を見て、落ち込んでしまった。

⇒Aさんの対応を、Bさんの立場とAさんの立場の両面から考えてみてください

Bさんにとっての生活環境がそのままなら、 Bさんの生活の質は？ Aさんの仕事への意欲は？

<Aさんの立場から：>

- 自分の行動は、虐待になるのだろうか？
- こんな出来事を虐待と言われたら、仕事なんてやってられない！
- 上司には、本来の人員で支援できるように何度も頼んでいる！
- Bさんはとても寂しがりで、話し合い手がいれば、いろいろな話が出て来る人なのに！

<Bさんの立場から：>

- 今日はやることがなくて、Aさんも忙しそうだったから、散歩でもしようと思って…
- 倒れそうになって危なかったけど、あんなに大きな声で怒鳴らなくたって！
- 今朝は起きたら、掴まれたところが痛かったよ！

虐待防止法を理解する

- 1 なぜ虐待防止法が制定されたのか？
- 2 虐待防止法に罰則はあるのか？
- 3 養護者って何？
- 4 事業者の役割は？

虐待防止法を理解する

・・・なぜ虐待防止法が制定されたのか？

- ①警察 ・・・ 民事不介入（家族間でのもめ事に警察は関わらない）
- ②行政 ・・・ 申請主義（御用聞きには回らず、必要な人が支援を申請してくるのを待つ）
- ③介護保険法・障害者総合支援法 ⇒ 措置から契約に基づく民間からの支援サービス提供
- ④身近な地域で、あるいは隣に住む人が、自ら助けを求められない状況で虐待・権利侵害に遭っていても、積極的に介入することが困難（介入する明確な根拠がない、対応の仕組み、体制がない、対応のための役割分担が定まっていない）。



- 「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行

・・・平成１８年（２００６年）４月・・・

虐待防止法の現在

- 「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行
・・・平成18年（2006年）4月・・・
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行
・・・平成24年（2012年）10月・・・
- 「高齢者虐待防止マニュアル」 ・・・平成30年（2018年）3月・・・
- 令和3年度 基準省令の改正
- 令和3年度末 介護保険施設等監査指針の改正⇒これまで「指定基準違反等」
として含まれていた「人格尊重義務違反」を改めて監査対象として明記。
- 「高齢者虐待防止マニュアルの改訂」 ・・・令和5年3月・・・
「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」



運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

○ 運営基準改正にて、全ての介護サービス事業者を対象に研修等の実施を義務付けた。

主旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

虐待防止法には罰則があるのか？

- ① 虐待防止法の目的は、対象となる人の尊厳の保持、権利を擁護すること、再発の防止
⇒ 虐待防止法には、虐待を行ったことを理由とした罰則の規定はない
- ② 介護保険法に基づく指導監査による、人格尊重義務違反、法令違反等の認定
- ③ 自治体の告発義務 ⇒ 刑事訴訟法第239条第2項、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思慮するときは、告発をしなければならない旨が規定されている。
- ④ 刑事罰 ⇒ 虐待の5類型にそれぞれ刑事罰の対象となる可能性
刑法の改正 ⇒ 強制性交罪の拡大と厳罰化・・・平成29年（2017年）施行
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律 ⇒ 罪名の変更と適用要件の具体化
・・・令和5年（2023年）施行
- ⑤ 消費者契約法 ⇒ 契約の不履行、契約手続きの不備、重要事項説明書の不備、解約手続きの不備
- ⑥ 法律相談～民事訴訟 ⇒ 法テラスの特定援助対象者法律相談援助制度

養護者とは？

- ① 現に養護するものであって、サービス提供を行う者及び使用者以外のもの
- ② 金銭・財産の管理、身の世話（鍵の管理・共有、窓の開け閉め・・・）身体の介護など何らかの世話をしている家族、親族、同居人等が該当
- ③ 同居していなくても、現に身の世話をしている親族、知人等が養護者に該当する場合がある
- ④ お互いに自立した夫婦間での暴力等は、DV法や刑法等による対応となる

（高虐自手P3 P6）（障虐自手P3 p4）

虐待防止法上のサービス提供事業者としての役割

- 1 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない
- 2 通報義務・・・虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を一律に義務化
(高虐法第4条、第4条) (障虐法7条、16条、22条)
- 3 国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない
- 4 障害者虐待・・・虐待防止のための研修の実施及び啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置
(障虐法29条、30条、31条)
- 5 高齢者虐待・・・令和3年度の基本省令改正⇒虐待の防止のための措置に関する事項
(3年間の経過措置期間後、令和6年4月より義務化) (高虐法第20条)

身体拘束等の適正化

(高虐マP.14～15)

身体的拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき介護保険施設等のうち、対象事業^(※2)のサービス事業者は、以下の措置を講じなければならないこととされています（平成30年度施行）。この措置は、身体的拘束等を行っていなくても講じることが義務付けられています。

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会^(※3)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。



虐待の具体的な例示

.. 高齢者虐待対応マニュアルから ..

（養介護施設従事者等）身体的虐待

（高虐マ p10）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為（※1） ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

（※1）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

(養護者) 身体的虐待

(高虐マ p 8～9)

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※1) など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。) ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など

(※1) 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(養介護施設従事者等) 介護・世話の放棄・放任 (高虐マ p10)

ii 介護・世話の 放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など
----------------------------	---

(養護者) 介護・世話の放棄・放任

(高虐マ p 8)

ii 介護・世話 の 放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させるなど ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。など
---------------------------------	--

(養介護施設従事者等) 心理的虐待 ① (高虐マP11)

① 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言ひ脅す。
など

② 侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
など

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。
など

(養介護施設従事者等) 心理的虐待②

(高虐マP11)

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

など

⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

など

⑥ その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

など

(養護者)

心理的虐待

(高虐マP.9)

iii 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・ 排泄交換や片づけをしやすいうという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
-----------	---

(養介護施設従事者等) 性的虐待 (高虐マP11)

iv 性的虐待	○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
----------------	---

(養護者) 性的虐待 (高虐マP.9)

iv 性的虐待	○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる。 など
---------	--

（養介護施設従事者等）経済的虐待 （高虐マP.12）

v 経済的虐待	○ 本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
---------	---

（※2）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の上の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

（養護者）経済的虐待

（高虐マP.9）

v 経済的虐待 (※3)	○ 本人の合意なしに (※2)、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・ 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・ 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など
-------------------------	--

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の子の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

身体拘束について

…これまでは、本人の安全を確保するためにやむを得ないもの…



- ①大きな精神的苦痛を与える行為…怒り、不安、屈辱、あきらめ
- ②身体的な機能の奪う危険性…関節の拘縮、筋力低下
- ③拘束されている方の家族への影響…混乱・苦痛・後悔
- ④本人の意思にかかわらず、その能力、身体的物理的な自由を奪い、…本人の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為

*** 「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体拘束は、原則として虐待・身体的虐待に該当する行為と考えられる。**

(高虐自マP13) (障虐施手P33)

拘束が拘束を生む「悪循環」 (高虐マP.13)

2 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまう、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き，2001，p. 6.

身体拘束の具体的な内容

(高虐マP14)

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議、身体拘束ゼロへの手引き、2001, p. 7.

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件・全てを満たすことが必要

(障虐施手P34)

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。



通報と予防

・養介護施設従事者等による虐待を組織の力だけで予防・対応ができるか？…

法に定められた義務としての虐待通報

- ①虐待を受けたと思われる高齢者・障害者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

（高齢者虐待防止法第21条第1項）（障害者虐待防止法第16条）

★施設・事業所内で同僚や先輩、上司による虐待と思われる行為を発見した場合、組織内での通報⇒組織内で事実確認⇒組織内での改善、という経路での改善が確実にできるか？

⇒ 虐待が表面化する前の段階でその兆候を発見、虐待の兆候・リスクへの対応ができなかった結果としての現在がある

★虐待の疑いがある行為が、支援の中で発生したとすれば、その根はすでに深く組織内に浸透してしまっているのでは？

通報が利用者を救い、スタッフ、組織を救う

- ①組織の力だけで、深く根を張っている虐待の複数の原因を暴き出して、その具体的な改善まで行うことは困難で時間がかかる！！
…「自分に仕事を教えてくれた大先輩の対応に口を出せない」…
- ②虐待通報により、自治体等の力を借りた改善計画を進めたが、虐待の複数の原因の全てを一度に改善することは困難だった！！
⇒何度でも、通報によって、自治体及び外部の専門職の力を借りての改善を繰り返すしかない。…組織再生のために何年もの努力が必要だった多くの事例
- ③自治体の力を借りた早期の改善は、虐待を受けている利用者の権利侵害からの回復という意味で急務！！　まずは利用者の安全で安心な生活環境、介護環境の確保が最優先！！
その後で、虐待防止策、職場・組織の再生という順序が大切。

既存の取り組みを権利擁護・虐待防止へ向けて効果的に重ね合わせることができるか？

- ①個々のスタッフのストレスチェック ⇒ セルフケアの重視
- ②職場のストレスチェック ⇒ 組織のストレスマネジメント
- ③ヒヤリ・ハット報告、介護事故報告と改善計画
- ④苦情対応、第三者委員会
- ⑤個別支援計画策定のためのケース会議
- ⑥虐待防止委員会の開催 ⇒ 虐待防止マネジャーと中心とした組織的な取り組み
- ⑦身体拘束の適正化を検討する委員会の開催 ⇒ 組織内の周知
- ⑧利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け（令和6年度介護報酬改定）



養護者による虐待への 対応ポイント

…支援チームとのバランスを取る？…

養護者による虐待への対応のポイント①

在宅生活支援チームとしての「譲れない一線」の提示

- 介護・福祉サービスの利用（介護保険制度）⇒ 介護の社会化
- * 養護者・介護家族にととの介護は、「きわめてプライベートな生活の一部であり、外部者が立ち入れない聖域」と考えている場合
- 医療・介護は、社会に開かれている「公共の領域・場」にある！
行政も介護事業者も医療機関も入った在宅支援チームの一員として、当然養護者・介護家族も参加している！
 - ⇒ チームの一員としてのルールの提示（情報の共有）
 - ⇒ チームとして、養護者に対して「譲れない一線」を提示する

一時保護は、重要な意思決定支援場面

- 住み慣れた生活環境の中で、長い時間に渡る虐待を受けていた高齢者は、パワレスの状態にある。
- その虐待の行われている環境で、今後の生活の選択（介護家族と分れて、施設へ入る ～ 成年後見制度等を利用して自分の家を取り戻す）等の検討を継続的に行うことは困難！！
- 一時保護は、①本人にとって安心で安全な生活をする体験の場、②パワレスな精神状態からの回復の時間と場、③落ち着いた環境で情報を得て今後を考える重要な意思決定の場、④介護家族にとってもレスパイトとして、自分の生活や介護を冷静になって振り返るチャンスになる。

行政による「虐待あり」の判断が必要な理由

- ①通常の支援とは別の対応に切り替わる分岐点を明確にする
 - ・通常の支援⇒その人らしい日常生活の実現
 - ・虐待対応⇒侵害された権利の回復を目的とした特別な支援
- ②個人情報共有・虐待ありの判断により、対応チーム及び協力機関等での個人情報の収集・共有が容易になる
- ③行政の権限行使の根拠・立ち入り調査、一時保護、面会制限等
- ④養護者支援・養護者を支援するチームの形成や引継ぎが可能に



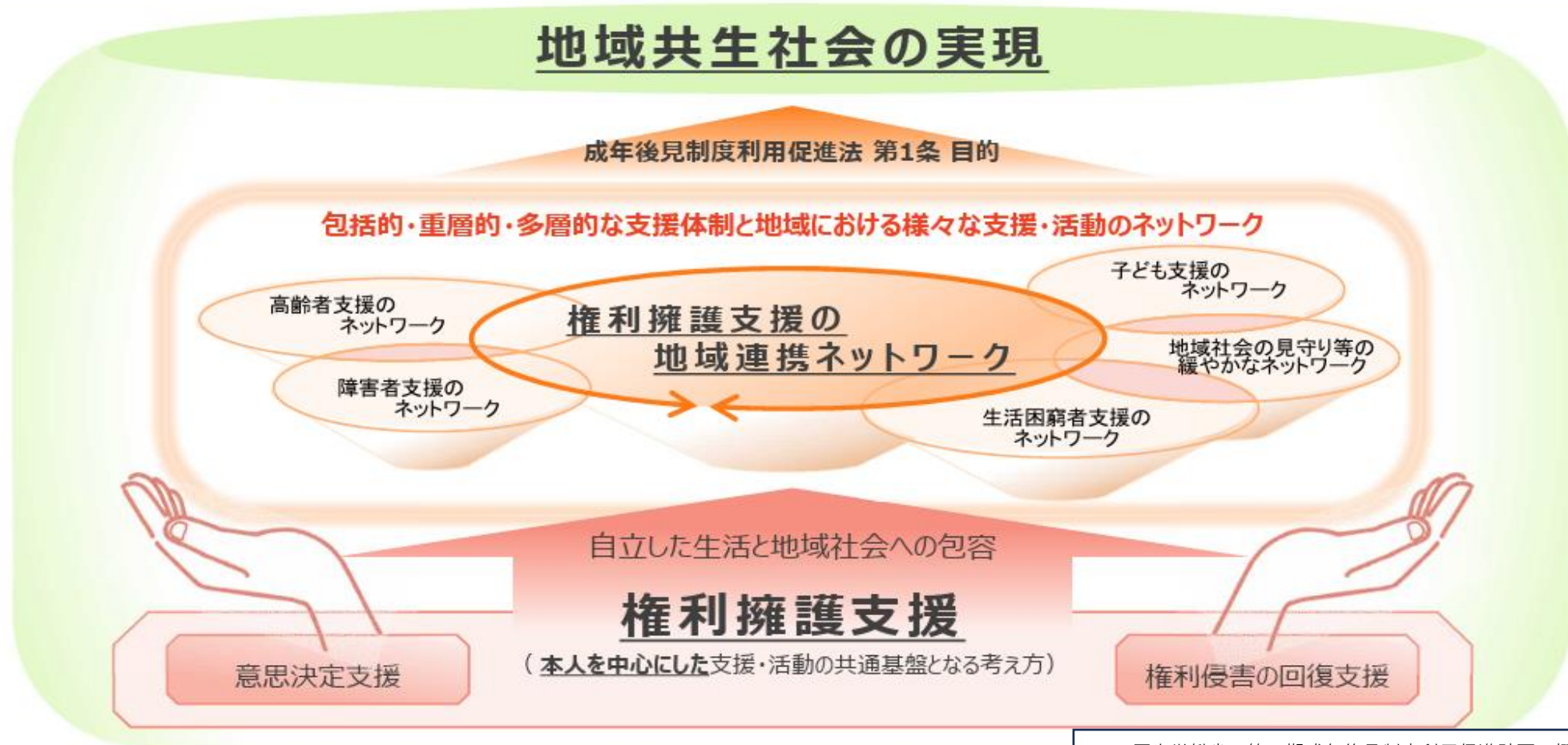
意思決定支援のイメージ

..支援チームとのバランスを取る?...

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



意思決定支援のイメージ（事例から）

- 一人暮らしで身寄りのない A さんは要介護 4、年齢相応の判断能力低下で認知症の診断があり、専門職の保佐人が選任されています。
- 愛着のあった自宅から特養に入所して半年、ほとんど自分からは会話しない A さんが、「家に帰りたいなあ」とため息まじりに職員に話しかけてきました。
- 一軒家の自宅はまだ本人の希望で、そのままになっています。
- あなたが A さんから話しかけられた、どのような対応をしますか？

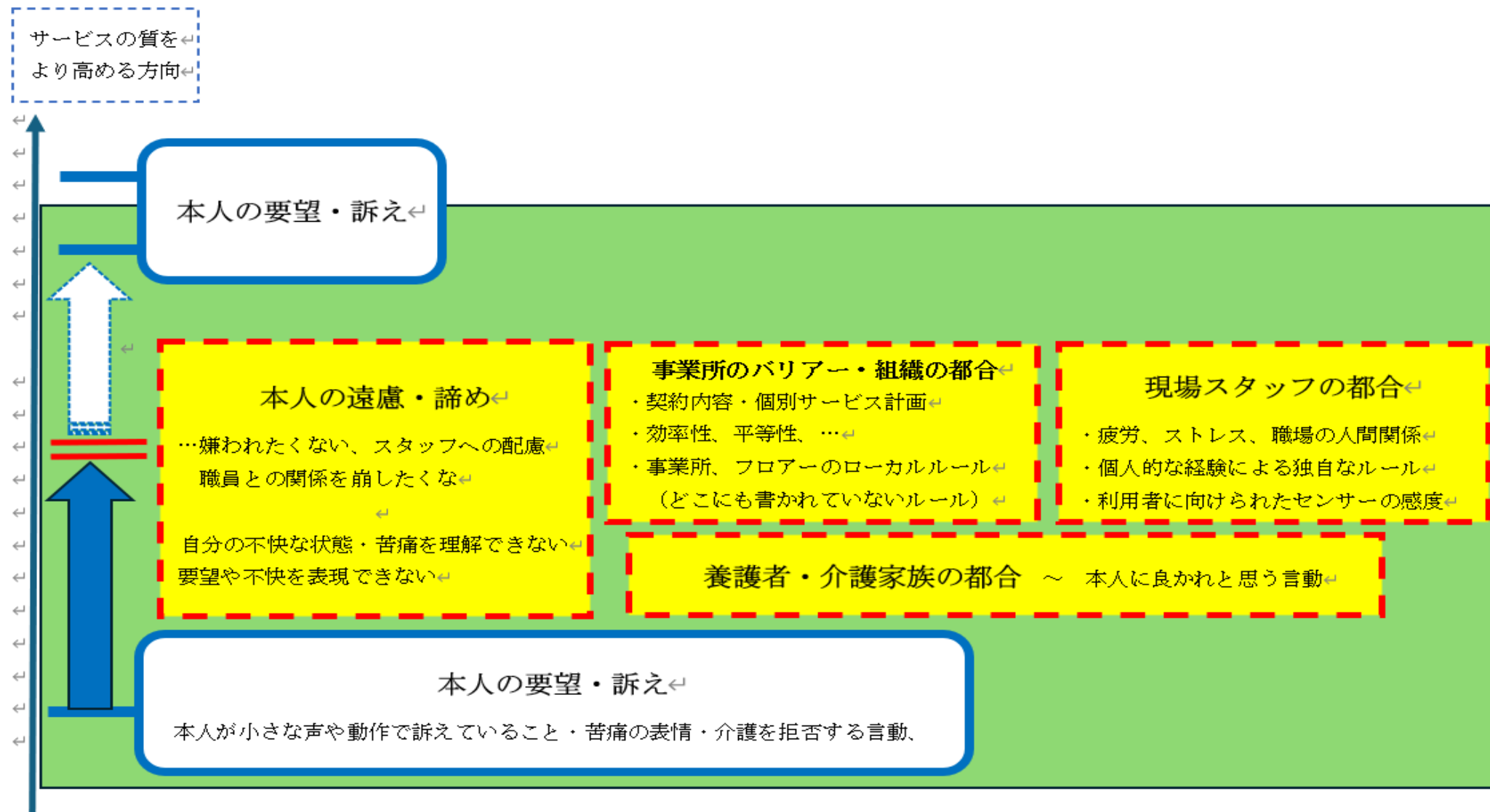
意思決定支援て何？

- B職員・・・在宅生活の限界から、保佐人と相談の上で、入所を自ら選択した経緯を話して、自宅に戻れないことを思い出してもらう働きかけをした。
- C職員・・・本人の意向をできるだけ実現するために、一時帰宅や外出時に自宅の様子を見に行くプランをAさんに提案した。
- D職員・・・「どんなご自宅なんですか？」「どんな庭木を育てていたのですか？」等、自宅での生活についての思い出を話してもらうように対応した。

あなたの支援の質を問う、重要な指標

- 本人への支援を行うに当たり、支援を脇に一旦置いて、本人がどのような人なのか、「その人のことを知りたい」という気持ちをその人に向けることが大切なのは？
- 高齢者の権利擁護のポイントは2つ
 - ①自分で決める、選択すること
 - ②自分の生活を、自分にとって意味があるものにする
 - = 自分が生活の主導権を持つこと、
それが日々実感できること
- ①と②を支援の中で重視して、支えることが意思決定支援

本人からの訴えを阻んでいるものは？



1 意思決定支援と代行決定

意思決定支援における後見人等の立ち位置

本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

●利益 ●保護 ●安全

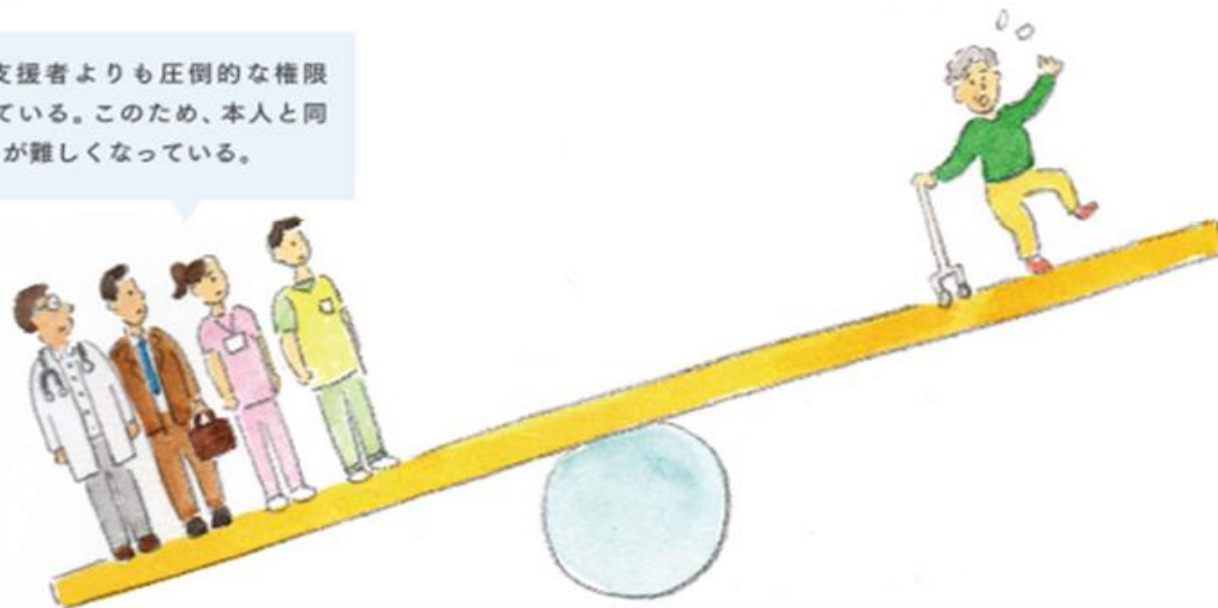
緊張関係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

●個人の自由 ●尊厳 ●生き方の選択

後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。

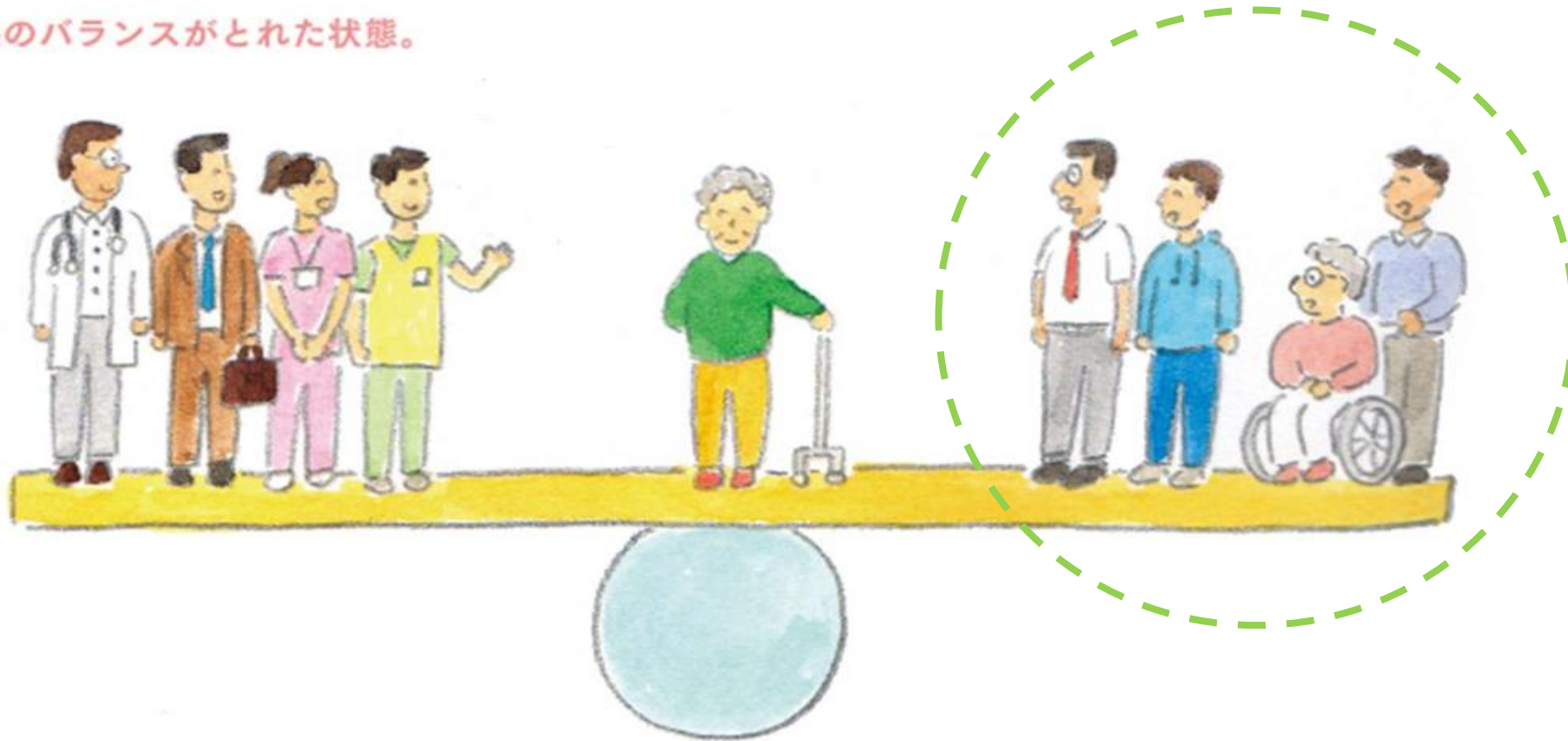


1 意思決定支援と代行決定

意思決定支援における後見人等の立ち位置

チームの弊害を意識した支援

関係のバランスがとれた状態。



意思決定支援サポーター

- 後見人等（特に市民後見人）
- 任意後見受任者・任意後見人
- 日常生活自立支援事業の生活支援員、専門員
- 意思決定支援サポーター
 - ・とよた意思決定フォロワー（豊田市モデル事業）
- 介護相談員（介護相談員派遣事業）
- 信頼できる友人・知人・親族
- （地域包括支援センター職員、ケアマネジャー）

介護サービス事業者としての取組

… 予防と再発防止策 …

組織としての権利擁護・虐待防止研修の計画性・継続性について

- ・今回の研修は、広範囲な領域を一方通行の講義で実施
⇒より効果的な、権利擁護の理念を踏まえた虐待予防研修は？

**○現場スタッフ、チームリーダー、管理職（人事、予算担当）
に分けた研修が必要**

- ①**現場スタッフ**は、日々の支援での疑問やストレスを抱え込まずに話し合える場を確保して、そこで虐待の芽への気づきができることが重要（個別支援計画の変更、ヒヤリ・ハット、身体拘束適正化等、何でも話し合える場として、多角的に定期的なミーティングを活用する）

組織としての権利擁護・虐待防止研修の計画性・継続性について

- ②**チームリーダー、虐待防止マネジャー等は**、外部の専門職や他の職場（組織）及び異なる職種との組織を超えた情報交換の場を持つことで、組織の偏りや閉塞に気付く機会となる
- ③**管理職は**、前述した既存の委員会や労務管理上のチェックの機会等を、利用者の権利擁護及び虐待防止の取り組みと重ね合わせて、各スタッフに対して、日々の取り組みがどのように理念面でつながるのかをストーリーとして提示する役割を持っている。この組織としての実践を一体的に提示する工夫を行うためには、各委員会に外部の専門職や学識者等を加えることも有効

虐待の芽チェックリスト活用例①

チェックリストの 目的説明

- チェックリストに取り組む目的として「高齢者の尊厳あるケアの実現」について共有する
- 不適切ケアになっていないかを自己及び他者からの視点によりチェックを行う

チェックリストの 実施

- 定期的に実施する（例：半年に1回、研修前等）
- 無記名で回収（フロア・エリア・職種など単位を分けて回収すると分析に役立つ）
- 「高齢者虐待防止のセルフチェックリスト」や「組織体制チェックリスト」も同時に実施する

分析

- 集計し傾向を把握する（小単位ごとの特徴、チェックの多い・少ない項目、前回比較等）
- 課題抽出：①背景や原因について仮説をたてる ②各種会議や委員会等により検討する
- 改善計画の作成する

フィードバック

- 虐待の芽チェックリスト等の実施・分析結果と課題及び改善計画を職員へ説明する
- 虐待の芽チェックリスト等の実施結果を基に具体的取組の実行をする（虐待防止研修等）
- 改善計画に対するモニタリングと評価（PDCAサイクルを回していく）

虐待の芽チェックリストの例

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「〇〇して」「ダメ！」など)で接していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる

虐待の芽チェックリストの例

9	食事や入浴介助の無理強いなど、介護方法を工夫しないままに利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
13	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていますか？	とりにくい	良好	(自分以外の人で) 該当する人がいる
14	家族が行っている不適切ケアについて、誰にも連絡・相談せずにそのままにしていますか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
15	居宅サービス計画の内容に課題がある、利用者への支援体制に課題があると感じても、介護支援専門員に連絡・相談せず、そのままにしていますか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

☆無記名で定期的に実施・回収（年数回）し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待とされることがあった場合は市町村へ通報義務があります。
管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会生活相談員研修委員会 平成 19 年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成
「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心会介護老人福祉施設いすみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

介護事業者として、エッセンシャル・ワーカー（日々の生活を維持する←
ために欠くことができない社会基盤を支える働き手）として、←
あなたは、何をしているのですか？←

日々の介護の仕事を通して、相互に認め合える地域創り、地域共生社会の実現に寄与している←

利用者の意思を反映した暮らしを、権利擁護支援ネットワークによって創っている

利用者の自分らしい暮らしを支えている←

利用者の安全で安心、快適な生活を支援している←

日々の仕事のノルマを果たしている←

自己学習及び、組織内研修のおすすめ教材

- 1 * 「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
・・社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター
- 2 東京都福祉保健財団HP ⇒ 研修を受講される方へ ⇒ 高齢者権利擁護推進事業
⇒ 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集
⇒ 4.高齢者虐待防止等に関わる虐待防止、予防のチェックリストの活用
⇒ 5.身体拘束廃止の手引き・教材・資料
⇒ 施設における身体拘束廃止の取組み事例集
⇒ 7.職員のストレスマネジメント・ケアに関わる教材・資料
⇒ *
⇒ 9.意思決定支援ガイドライン



組織内研修のおすすめ教材②

3 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集

令和4年3月 PwCコンサルティング合同会社

4 厚生労働省HP ⇒

①市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について

令和5年3月厚生労働省 老健局

②市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き

令和5年7月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

③障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

令和5年7月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室



長時間に渡るご傾聴、有難うございました。